

※新様式での提出をお願いします。

介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い

1. 法的位置づけ

介護サービス事業者等は、平成11年3月31日付け厚生省令第37号から第41号、平成18年3月14日付け厚生労働省令第34号から第37号、平成30年1月18日付け厚生労働省令第5号及び東三河広域連合が定める「事業の人員、設備及び運営に関する基準」により、サービスの提供によって事故が発生した場合は市町村等へ報告しなければならない。

2. 対象

介護保険指定事業者、基準該当サービス事業者及び第1号事業者（以下、「事業者」という。）が行うサービスとする。

3. 目的

事故報告書の提出を通じて、事故の状況を分析し今後の事故対応策について事業者で検討し、再発防止を図る。

4. 報告を要する事故等

事業者は、次の①～⑥の場合、事故報告書を東三河広域連合介護保険課に提出する。

	報告事項区分	報告内容説明
①	サービス提供による利用者の骨折	・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。 ・医療機関で「骨折」と診断されたものとする。
②	サービス提供による利用者のケガ	・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。 ・ケガの程度は骨折以外で外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。 ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。
③	サービスの提供による利用者の死亡事故の発生	・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
④	食中毒及び感染症の発生	・食中毒、MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症が発生した場合とする。
⑤	職員（従業者）の不祥事等の発生	・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例：利用者からの預かり金の横領、利用者等の保有する財産を滅失させた等)
⑥	その他、報告が必要と認められる事故の発生	・例：サービス利用中に体調が著しく不良となり受診をした等 ・例：サービス提供による利用者の異食・誤嚥 ・例：サービス利用中に事業所・施設から出てしまった等（離脱） ・①～⑤に該当しないケース ※利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。

5. 報告の方法

- (1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに（遅くとも5日以内を目安に）東三河広域連合介護保険課へ電話又はFAXで報告（第一報）をする。
- (2) 事業者はその後の経過について、順次報告をする。
- (3) 報告の様式は、別添「事故報告書」を標準とする。
第一報やその後の経過の報告様式は適宜作成してもよいが、事故処理の区切りがついたところで、別紙様式「事故報告書」に整理をし、報告する。

6. 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

- ① 被保険者の属する保険者
- ② 事業者が所在する保険者

7. 報告を受けた東三河広域連合の対応

① 事業所の事故等に対する対応の確認

必要に応じ事業所の対応への助言を行うことがある。

例えば、事故等への対応が終了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う場合がある。

② 県・国保連合会への報告

指定基準違反の恐れがある場合や後日トラブルが発生する可能性があると判断される場合等重要と思われる事故等について、県に報告をするとともに特別指導が必要な場合には県と連携をとり指導することがある。

8. 事故報告書の記入方法

留意点 ※様式が変わりました。

- ・ 日時の欄には、日付だけでなく、発生時間の記入をする。
- ・ 発生時の対応の欄には、対応をした日付・時間も記入をする。
- ・ 家族への報告説明も日時の記入をする。
- ・ 再発防止対策を検討し、記入する。

問い合わせ先

東三河広域連合 介護保険課 指定グループ

電話：(0532)26-8470・8471

FAX：(0532)26-8475